

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

指定番号	一〇四三〇二
指定年月日	平成二十一年六月二十九日
失効年月日	令和七年三月三十一日
事業の区分の略称	水道メーター第一類
製造事業者の名称	九電テクノシステムズ株式会社
指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地	九電テクノシステムズ株式会社 ものづくり本部 福岡計器工場